

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に 推進するための基本的な指針の改正について

令和2年4月
環境省自然環境局
総務課動物愛護管理室

1. 改正の必要性

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号。以下「現行指針」という。）においては、「策定後概ね5年目に当たる平成30年度を目途として、その見直しを行うこと」とされている。

指針の見直しに向け、平成29年～平成30年の中央環境審議会動物愛護部会（第44回～50回）における検討を経て、平成30年12月に「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）」がとりまとめられた。

今般、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）」が公布されたところであり、改正法の趣旨及び論点整理の内容を踏まえ、基本指針について、令和12年度までの10カ年計画として、所要の見直しを行うもの。

2. 構成・記載項目について

- 基本構成については、現行指針を踏襲する。
- 第2 今後の施策展開 2) 施策別の取組における項目名については、以下のとおり、所要の修正を行う。
 - ・(1)普及啓発 → 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
 - ・(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保 → 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進
 - ・(3)動物による危害や迷惑問題の防止 → 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止
 - ・(8)災害時対策 → 災害対策

3. 改正の主な概要

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

世論調査等から把握される社会構造や国民意識の変化を踏まえ、動物愛護管理をめぐる状況や課題全体を俯瞰する中で、近年の動向等について記載するとともに、個々人の動物に対する考え方は、多様であることを前提に、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンをどの様に形成していくのかについて、中長期

的な観点から基本的な考え方と方針を記載した。

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

改正法の趣旨と論点整理の内容等を踏まえ、基本的考え方を展開するための4つの基本的な視点において、以下の観点を踏まえた内容を記載した。

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、国民の動物に対する考え方は多様であることを前提に、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要があること。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物愛護管理分野の政策における長期的視点の重要性とこれを支える根拠に基づく政策立案（EBPM; Evidence-based Policymaking）の考え方に基づき、多角的な視点から総合的体系的に取組を進めていく必要があること。

(3) 関係者間の協働関係の構築

地域の実情を踏まえた地方公共団体の施策の実施体制の在り方（国と地方公共団体の役割分担、行政とボランティア・民間団体等の連携と役割分担）、多様な主体の連携・協働の進め方と、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要であること。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進するため、国による技術的支援や施策の実行を支える基盤の強化を図る必要があること。

2 施策別の取組

今後10年間に実施が図られるよう努める施策として、主に以下の事項を記載。

(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

- 国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、中長期的に検討。
- 展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方の整理・検討。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

- 殺処分の3区分の考え方に基づき、透明性をもって、犬及び猫の殺処分数の削減を戦略的に推進（令和12年度の犬及び猫の殺処分数おおむね2万頭を目標とする）。
- 動物愛護管理センターが行う業務・機能が明確化されたことを踏まえ、引き続き、返還・譲渡の促進に向けた施設整備を推進。
- 虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底、通報への対応等の

明確化及び必要な体制の構築について検討するとともに、警察との連携をより一層推進し遺棄及び虐待の防止を図る。

- 終生飼養の趣旨の適正な理解が進むための普及啓発の実施。

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害や迷惑問題の防止

- 地域猫活動の在り方に関する検討と適切な情報発信。
- 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発を強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生防止の取組を推進。
- 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、地方公共団体の福祉部局等との連携強化による周辺の生活環境の保全等を図る措置のあり方について検討し、ガイドラインを作成。
- 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されたこと及び特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知の推進と遵守を徹底。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

- 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等の義務化を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向けた検討の実施。
- 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップを始めとする所有者明示措置の必要性について意識啓発の推進、マイクロチップ装着等の義務対象範囲の検討。

(5) 動物取扱業の適正化

- 動物取扱業者の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する周知や指導及び監視の強化、規制の実効性を担保するためこれらに対する支援を検討。
- 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

- 「3Rの原則」（代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）、飼養保管等基準の周知及び遵守の関係機関への徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について定期的な実態把握及び適切な方法による公表。
- 改正法附則において、①実験動物を取り扱う者等を動物取扱業者に追加すること等について検討を加えること、②代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたこと

から、現行の機関管理体制についてレビューを行い、必要な検討を実施。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

- 改正法において、地方公共団体における畜産部局等との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討。
- 関係省庁の協力を得ながら、動物の愛護及び管理に関する法律及び産業動物の飼養及び保管に関する基準の内容について周知の周知や遵守の徹底について、効果的な方法を検討・実施。

(8) 災害対策

- 地域の特性に応じた平常時の準備（ペット連れ防災訓練の実施を含む）、事業者、飼い主等への周知等の必要な体制の整備を推進。
- 地域の実情に応じて適切な対応がとられるよう、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化、ペットの一時預り、ペット連れ被災者への避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応等に係る必要な体制整備を推進。
- 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進。

(9) 人材育成

- 改正法で規定された動物愛護管理行政担当職員の拡充を踏まえ、研修等による地方公共団体職員の人材育成の支援。
- 関係地方公共団体等における各種研修会・講演会等の開催を通じた適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成。

(10) 調査研究の推進

- 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積及びそれらの分析・評価を実施。
- アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度・運用について、文化的・社会的背景等を含めた情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理。
- 脊椎動物の苦痛の感受性について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について背景事情を含めた情報収集の行い、その在り方を整理。
- 動物の殺処分の方法について、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮し、基本的な考え方や具体的な手法について再整理。

4. 動物愛護管理推進計画の策定について

法第6条の規定に基づき、都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下、「動物愛護管理推進計画」という。）を定めることとなっている。動物愛護管理推進計画については、基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。